

(記載例)

外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金交付申請書

2024年 ○月 ○日

和歌山県知事 様

申請者住所 和歌山県和歌山市○○○○
名称 ○○○ 株式会社
代表者役職 代表取締役
氏名 ○○ ○○

令和6年度において、標記補助金に係る事業を実施したいので、補助金等48,000円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てをいたしません。

<関係書類>

- 事業計画書（別記第1号様式）
- 誓約書（別記第2号様式）
- 役員名簿（様式任意）
- その他知事が必要と認める書類

補助金算定の考え方

事業計画書（①）の補助金額算定

$$88,500 \text{ 円} \times 1/3 = 29,500 \text{ 円 (ア)}$$

※補助限度額 10万円

事業計画書（②）の補助金額算定

$$56,000 \text{ 円} \times 1/3 = 18,666 \text{ 円 (イ)}$$

※補助限度額 5万円

補助金額 (ア) + (イ) = 48,000 円 (※1,000円未満の端数切捨て)

(記載例)

別記第1号様式

事業計画書 (①)

1. 取組 (いずれか1つを選択)

- 企業内の多言語化に関する取組
- 外国人材の日本語能力の向上につながる取組
- 外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- 外国人材と地域との交流を図る取組
- その他本事業の趣旨に即した取組

2. 取組内容

趣旨・目的	自社で雇用する外国人材と地域との交流を図ることで、地域で共に生活する仲間としてお互いを受け入れる生活環境を構築する。
内容	和歌山市で実施する祭りへの参加
外国人材の参加者数	7名 (内、△△△ 株式会社から4名参加)
他に参加する企業の名称・所在地	△△ 株式会社 (和歌山県和歌山市△△△)
補助対象経費の金額	88,500円
補助対象経費の内訳	・祭り参加費 7,500円 × 3名 = 22,500円 ・はっぴ購入費 22,000円 × 3名 = 66,000円 合計 88,500円

3. 外国人材の受入状況

(1) 外国人材受入開始 (予定) 年月日

2022年 ○月 ○日

(2) 外国人材受入人数 (申請日時点)

在留資格	国籍	人数
技能実習生	ベトナム	2名
特定技能	ベトナム	1名

(記載例)

別記第1号様式

事業計画書 (2)

1. 取組 (いずれか1つを選択)

- 企業内の多言語化に関する取組
- 外国人材の日本語能力の向上につながる取組
- 外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- 外国人材と地域との交流を図る取組
- その他本事業の趣旨に即した取組

2. 取組内容

趣旨・目的	作業場内の標識やマニュアルなどを多言語化することで、業務の理解を深め、円滑な業務遂行と外国人材の雇用環境整備につなげる。
内容	就業規則、業務マニュアル、社内掲示物を多言語化する。
外国人材の参加者数	
他に参加する企業の名称・所在地	
補助対象経費の金額	56,000 円
補助対象経費の内訳	就業規則、業務マニュアル、社内掲示物の翻訳経費 56,000 円

3. 外国人材の受入状況

(1) 外国人材受入開始 (予定) 年月日

2022 年 ○月 ○日

(2) 外国人材受入人数 (申請日時点)

在留資格	国籍	人数
技能実習生	ベトナム	2 名
特定技能	ベトナム	1 名

(記載例)

別記第2号様式

誓約書

2024年 ○月 ○日

和歌山県知事 様

申請者住所 和歌山県和歌山市○○○○
名称 ○○○ 株式会社
代表者役職 代表取締役
氏名 ○○ ○○

外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金交付要綱第5の規定に基づき交付申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 外国人材が安心して働ける「わかやま企業」助成事業補助金交付要綱を誠実に遵守すること。
- 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者（法人にあっては、その役員を含む。）でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
- 和歌山県補助金等交付規則第4条の規定による補助金の交付の申請の日又は和歌山県補助金等交付規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日において和歌山県税に滞納がなく、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- 国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業による補助を重複して受ける者でないこと。